

奈良県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付の請求並びにその方法に関する規程（昭和三十五年十月奈良県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

第一条中「昭和二十三年法律第百九十四号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第四条第一項中「書面」の下に「（第一号様式）」を加える。

第五条第一項中「書面（」の下に「第二号様式。」を加え、同条に次の二項を加える。

7 収支報告書等の写しの交付手数料（奈良県選挙管理委員会手数料条例（平成二十年十二月奈良県条例第二十二号）別表に規定する収支報告書等の写しの交付手数料をいう。）は、奈良県収入証紙を交付請求書にはり付けて納付するものとする。

8 写しの送付の方法による報告書等の写しの交付を求める者は、交付請求書の提出と同時に、送付に要する費用を郵便切手で納付しなければならない。

附則の次に次の二様式を加える。

第 1 号様式（第 4 条関係）

収支報告書等の閲覧請求書

年 月 日

奈良県選挙管理委員会 殿

請求者氏名（法人の場合は名称、代表者の氏名）

住 所（法人の場合は所在地）

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付の請求並びにその方法に関する規程（昭和 3 5 年 1 0 月奈良県選挙管理委員会告示第 1 3 号）第 4 条の規定により、下記のとおり政治資金規正法による報告書等の閲覧を請求します。

記

請求に係る政治団体の名称	報告書等に係る収入及び支出がされた年

第2号様式（第5条関係）

収支報告書等の写しの交付請求書（兼交付申請書）

年 月 日

奈良県選挙管理委員会 殿

請求者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

住 所（法人の場合は、所在地）

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付の請求並びにその方法に関する規程（昭和35年10月奈良県選挙管理委員会告示第13号）第5条第1項の規定により、下記のとおり政治資金規正法による報告書等の写しの交付を請求します。

記

請求に係る政治団体の名称	報告書等に係る収入及び支出がされた年

写しの送付の方法による写しの交付を希望する場合は次の□に✓をすること。

□ 写しの送付を希望するので、郵便切手_____円分を納付します。

奈良県収入証紙はり付け欄

(奈良県収入証紙以外のものははり付けないこと。)

(申請者は消印しないこと。)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。